

## 桜井市広告料収入事業検討委員会設置要綱

平成18年5月29日

訓令甲第9号

### (設置)

第1条 桜井市広告料収入事業実施要綱(平成18年5月桜井市告示第111号)の規定に基づく広告料収入事業(以下「事業」という。)の公共性及び中立性を確保するとともに、当該事業の円滑かつ効率的な実施を図るため、桜井市広告料収入事業検討委員会(以下「委員会」という。)を置く。

### (所掌事項)

第2条 委員会は、次の事項について検討を行い、その結果を市長に報告するものとする。

広告主の選定に関すること。

広告内容及びデザインに関すること。

その他事業の実施に関し市長が必要と認める事項

### (組織)

第3条 委員会は、秘書課長、総務課長、人権施策課長、社会福祉課長、商工振興課長、都市計画課長及び社会教育課長の職にある者を委員として組織する。

### (委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員長は総務課長の職にある者を、副委員長は委員長が委員のうちから指名する者をもって充てる。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことはできない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

### (庶務)

第6条 委員会の庶務は、総務部総務課において行う。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成18年6月1日から施行する。

附 則（平成21年3月30日訓令甲第2号）  
この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年4月1日訓令甲第2号）  
この要綱は、公布の日から施行する。